

制憲過程の「歴史の空白」が本記録によってほぼ完全に埋められるに至った。

現行憲法の「弱さ」ばかりでなく「強さ」が何であり、どこにあるのか、その全貌（ぜんぼう）が初めて明らかにされたといえる。制憲の土着化と普遍化の現実だといっていい。今日流布する改憲論や創憲論の底の浅さすら、それはあらわにしている。

本記録は、長い間非公開扱いにされてきたため、歴史家も憲法学者も、この十三日間に及ぶ審議に、十分注意を払わず、また払うことができずにきた。そのため制憲過程の土着化に向けた決定的プロセスが、不当に過小評価されてきたのである。

その空白の歴史を解明する最大の手掛かりがここに与えられ、これにより同委員会の歴史的役割が見事なまでに明らかにされている。

もともと、日本政府は連合国軍総司令部（GHQ）や極東委員会の意向に反して、戦後憲法を明治欽（きん）定憲法に引き戻す方向でわい小化し「改憲」圧力をかわそうとしていた。そのため米国側が示した憲法改正案を、事実上反攻（ほご）にしようとする守旧派と、それを土着化させ、より民主主義的なものに変えていこうとする変革派との激しいせめぎ合いが、政府内外で展開されていたのである。その生々しい過程が、本記録によって一言一句明らかにされている。

論議の中心は、まず国民主権論、次いで九条論、第三に人権規定を中心に社会権をどう充実させるかの議論、第四に権限と財政基盤を軸とした天皇制「民主化」論、最後に三権からなる統治機構変革論一の五つの主題をめぐって展開される。

その中から「健康で文化的な最低限度の生活を営む」国民の権利や、普通無償義務教育制など、戦後日本の骨格が平和国家化の道筋とともに規定し直されていく。

今日想像できないことかもしれないが、議論の主導権を終始握り続けたのが、一九四六年四月の総選挙で第三党に躍り出た社会党であったことは興味深い。

二人の大知識人、森戸辰男と鈴木義男はGHQ改憲案の欠落部分を執拗（しつよう）につき、それを日本の土壌に植え直し、より普遍的なものに変えようと議論を挑み続けている。

この二人の立場に、西尾末広の存在を加えるなら、十三日間の審議は私たちに「社民リベラル」とは何であるのか、冷戦後日本が見失った「対抗軸」のありようすら手にできるだろう。

半世紀の時空を超えて驚かされるのは、委員長芦田均（自由党）や、犬養健（進歩党）のような自由主義的保守系議員を含め、十四人の委員たちの憲法論議の質の高さであり、政治的、国際的見識の広さだ。それは委員のほぼ半数が海外留学経験者であったことと無関係であるまい。

おそらく今は私たちは、与野党を含めて国会議員の中に、彼らに匹敵する政治家を一人として見いだすことができないのではなかろうか。

戦時下の圧政と、敗戦のがれきの中から、日本がこれほど豊富な人材を議会に送り出し、根本法の成案を得ることができた僥倖（ぎょうこう）は、どれほど強調してもし切れまい。

そして同時にそれは、利権と金権下の中で迷走し続ける日本政治の貧困に対する重たい問いを、私たちに投げ続けている。

<略歴>

しんどう・えいいち 一九三九年帯広市生まれ。京大大学院修了。国際政治経済学。著書に「現代の軍拡構造」、「芦田均日記」（共編）など。